## 動物の愛護及び管理に関する法律改正の概要

公布 平成 17 年 6 月 2 6 日 施行 平成 18 年 6 月 1 日

1 基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定

国が基本指針を定め、都道府県は指針に即して推進計画を策定

- 2 動物取扱業の適正化
  - (1) 登録制の導入
  - (2) 動物取扱責任者の選任及び研修の義務付け
  - (3) 動物取扱業の範囲の見直し(インターネット販売等施設を持たないものを追加)
- 3 特定動物の飼養規制の全国一律化と個体識別措置
  - (1) 条例による規制から法による全国一律の規制に(許可制)
  - (2) マイクロチップ等による個体識別措置の義務付け(届出制)
- 4 動物を科学上の利用に供する場合の配慮

「苦痛の緩和(Refinement)」 に「使用数の削減(Reduction)」 と「代替法の検討(Replacement)」 を加え、3Rの原則を明記

- 5 その他
  - (1) 学校、地域、家庭等での普及啓発
  - (2) 動物由来感染症の予防についての所有者の責務
  - (3) 罰則の強化(動物の虐待等 30万円以下から50万円以下へ)

## 動物愛護管理行政関係法令及び対象動物の関係

